

整理番号	23 - 10	事務事業名	(機能訓練事業) 機能訓練教室	作成部署	保健福祉部健康管理課	電話	内線808
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名 上村 弘志	課長職名	細川 和夫	作成日	平成17年6月
事務事業開始年度	S61	根拠法令等	老人保健法				
〃 終了予定年度							
事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等)	昭和57年老人保健法が施行になり、市町村による機能訓練事業が位置付けられた。これを受け、在宅者へのリハビリ事業を開始した。						

1 計画(プラン)

上位施策との関連(総合計画での位置付け)	章	安全で安心できるまち	(第1章)
	節	健康と医療	(第1節)
	施策	保健予防の推進	(第2施策)
目的(ここから成果指標を導きます)	対象(誰、又は何を)	病気などで身体に障がいがある在宅の方(言語訓練以外は介護保険の要介護認定で非該当(自立)となった方と、65歳未満で介護保険の対象とならない方)	
	意図(何をねらっているのか、対象をどのような状態にしたいのか)	個別プログラムにより訓練を行うことで、身体機能を高める。	
手段(ここから活動指標を導きます)	市が行った(行う)事務事業の具体的な実施内容(補助金等の場合は団体等の活動内容)	16年度まで	開始以来、一部社会福祉法人委託(北海長正会 北広島リハビリセンター)で集団指導で実施してきた。平成12年度、介護保険法制定に伴い対象者を見直し、個別指導に移行し全委託事業とした。言語訓練は一部集団訓練を取り入れている。
		17年度	訓練内容については同上。送迎費用(タクシー代)の自己負担開始。1回250円負担とする。

2 実施(ドウ)

【事業費の推移】

(単位:千円)

区 分		15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)	18年度(予定)
直接事業費	国支出金	250	239	288	288
	道支出金	250	239	288	288
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	250	239	767	767
	合計	750	717	1,343	1,343
人件費(概算)	人数(年間)	0.10	0.10	0.10	0.10
	1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	= ×	900	900	900	900
総事業費 +	1,650	1,617	2,243	2,243	

【事務事業を評価する指標(ものさし)】

指 標	指 標(算式)	指 標 値			
		15年度	16年度	17年度(目標)	18年度(目標)
活動指標(事務事業の活動量や実績)	通所者実人数	15人	15人	15人	15人
	通所者延人数	209人	187人	220人	220人
成果指標(目的の達成度を測るものさし)	一人当たり通所回数/年	13.9回	12.5回	14.7回	14.7回
	機能の維持向上を指標とすべきであるが、単年度では評価ができない。				
効率指標(主要活動単位当たりコスト)	一人一回当たりの経費	7,895円	8,647円	6,990円	6,990円
	(総事業費 / 通所者延人数)				

3 評価(チェック)と改善(アクション)

事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町村の動向等	事業開始当初と現在では、介護保険制度の開始により、対象者や事業の役割が変化した。現在は、非該当(自立)となった方と、65歳未満で介護保険の対象とならない方を対象として実施している。他市町村もおおむね同じような形で実施している。言語訓練は介護保険対象事業だが、市内で実施できる事業者がないため、本事業で受け入れている。
---------------------------------	--

【妥当性の評価と改善の方法等】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
行政関与の妥当性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	老人保健法に市町村の取り組み事業となっており、適切。	
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	現状では妥当。介護保険法や、障害者関連法の改正などがあった場合は、他法との整合を図る必要がある。	改正があった場合は、関係部署とも協議し、整合性などについて検討し、改善する。
手段の妥当性 【現在の手段は適切ですか。他の手段や委託化などの可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	・現状では妥当。介護保険法や、障害者関連法の改正などがあった場合は他法との整合を図る必要がある。 ・言語訓練について、受託法人の受け入れ可能人数が少ない。	・言語訓練については、事業実施可能な介護保険事業所の開拓を行う。
受益者負担の妥当性 【受益者負担の適正化の余地はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入) 該当しない	老人保健法により、費用徴収は行わないことになっている。送迎費用については、一部自己負担を導入。	

【有効性と効率性の評価と改善の方法】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
有効性の評価 【意図した成果は上がっていますか】	十分成果が上がっている 概ね成果が上がっている あまり成果が上がっていない 成果が上がっていない	・通所者には個別評価の場を設けており、きめ細かく対応できている。・一部介護保険関連の過渡期事業の性格があり、今後の方向性を定めづらい。・受託社会福祉法人のスタッフ配置や体制の受け入れに限界がある。	・今後も介護保険担当部局と協議して実施する。 ・当面は受託可能な他の社会福祉法人はない。
効率性の評価 【手法は効率的ですか。コスト削減の方法はありませんか】	十分効率的 概ね効率的 やや非効率 かなり非効率	1回ごとの単価契約で委託し、年に数回、個々の指導内容について指導担当者と打合せを行っており、無駄がなく、質の向上が図られている。	

【事務事業担当部局内優先度】

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A B C

4 総合判定と今後の方向性

【1次評価】	判定	今後の方向性や改善方法など
事務事業担当部局の総合判定 【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法を記入】	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	介護保険や支援費制度など、関連制度の改正に合わせて本事業も見直しを行う。
【2次評価】	判定	今後の方向性等
行財政構造改革推進本部の総合判定	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	1次評価のとおり